

雍正帝と大義覺迷錄

小野川秀美

一

大義覺迷錄は曾靜事件を契機として、勅命によつて編纂された書物である。曾靜らに對する訊問とその供述、並にこの事件に關する一聯の上諭を集め、曾靜の「歸仁說」を附録として収めている。曾靜は雍正六年（一七二八）秋、門人張熙をして川陝總督岳鍾琪に謀叛を勧めしめて捕えられた。彼らに對する訊問によつて、謀叛の動機が華夷思想と社會改革並に雍正帝への不信にあり、そして雍正帝への不信が宮廷内部の朋黨の争と關係があることも明かにされた。彼らをして華夷思想の誤謬を反省せしめ、雍正帝の統治方針に全面的に心服することを自供せしめているのが、大義覺迷錄である。言いかえるならば、この書は曾靜らの改悛の記録でもあつた。雍正帝が大義覺迷錄の刊行を命じ

たのは、雍正七年九月のことである。この書を天下の各府州縣に頒行して、讀書人並に一般の民衆に知悉せしめ、また學校内に各々一冊を備えて、後學新進の士にも閱覽せしめようとしたのである。⁽¹⁾ 大義覺迷錄は思想教化の書として刊行されたものに外ならない。それでは曾靜事件の思想的な背景と大義覺迷錄の刊行の事情は、具體的にどのようなものであつたか。そのことを少し記して見たいと思う。

(1) 東華錄、雍正七年九月癸未の條。

曾靜は湖南の郴州永興縣の人で、讀書人である。⁽¹⁾ 蒲潭先生と稱せられ、「湖南第一等」と噂されたとも言ふことであつた。⁽²⁾ 郷土では比較的の評判のある人であつたかと思われる。曾靜にはもと社會改革的な傾向が強かつたようである。幼少のときから經書を読み、孟子の滕

文公問爲國章に井田の法が説いてあるのを見て、心中爽快を覚え、今日井田を行うべきである、と私かに考えていた(同書 六二頁)。雍正三年(一七二五)長沙で五星聯珠・日月合璧の告示があるのを見て、好世界が到來し、結局井田封建を復活することが出来るであろうと考え、また都に行き上書献策しようとして、決断がつかかなかつたと自供しているのは(同書 六六頁)、このような傾向の現われと見做すことが出来る。日頃聖賢大學の道に志し、實踐窮行に勉めて、朝廷の期望に副うことを期していたとも、彼は述べている(同書 五五頁)。排滿の意向よりも、社會改革への傾向がより強烈であつたのである。曾靜をして、井田封建の復活を確信せしめると共に、更に華夷の別を自覺せしめたものは、呂留良の著述である。彼は試に應ずるために州城に赴き、そこで呂留良の時文の選評を見た。そして孟子の滕文公問爲國章に對するその評語を見て、遂に井田を行うことが出来ると考え、かつ天下を治めるには必ず井田封建でなければならず、井田封建が復活して、然る後に治平を望むことが出来る(同書 六二頁)。評語に説いてあるのに、覺えず我が意を得たりとなし、これより深く呂留良の説を信じた(同書 六二頁)。井田封建は

呂留良を通して、念願から確信にまで高まるのである。同時に華夷の別に對する自覺もまた呂留良によつて刺戟された。管仲の九合一匡を論じた呂留良の評語に、「仁は尊攘にある」と記されているのによつて、曾靜は「一部の春秋はただ尊周攘夷のみ」と悟るのである(同書 五四頁)。東華錄にも(雍正五年乙丑)、曾靜は呂留良の時文の選評の中に「妄りに夷夏の防と井田封建を論ずるなどの語があり、遂に魅惑された」と同様なことを傳えている。また曾靜は「かつて四書講義を読んでから、始めて諸生を棄てた」とその門人張熙は語つている(同書 二七頁)。四書講義は呂留良の死後康熙二十五年(一六八六)、その四書の章句を論じて時文を選評したものを、門人が一書に集めたものである。曾靜が州城で見ると得たと言う時文の選評は、恐らく四書講義を指しているかと思われる。或はその一編となるべき別の小冊子であつたかも知れない。とに角曾靜は呂留良の時文の選評を見て後に、科擧を斷念した。それは清朝の否認に傾いてきたことを意味するものである。

(1) 曾靜は康熙十八年(一六七九)生る(大義覺迷錄六五頁)。ここに引く大義覺迷錄は洋裝本。東華錄雍正七年五月乙丑の條に曾靜

を湖南靖州人とするのは誤り。

(2)東華錄雍正三年正月戊辰の條によれば、欽天監が日月合璧・五星聯珠を奏し、雍正帝は史館に付し、かつ中外に頒示することを命じている。これに當るだろう。

曾靜が敬服した呂留良は、朱子學を奉ずる浙江の學者であつた。呂留良の朱子學に對する態度は徹底している。「朱子は先儒が定めた聖人の例内に於て、第一等の聖人であつて、第二等には落ちない」、「凡そ朱子の書は大醇あつて小疵なく、當に篤信死守して、妄りにその間に疑鑿を置くべきではない」、と彼は述べた。⁽¹⁾ 朱子に反する學説はすべて邪説である。「凡そ天下の理道を辨じ絶學を闡いて、一として朱子に合わないものがあるならば、辭を惜しまずしてこれを闢けんのみ」。ことに「王學はその最も著しいもの」で、「陳獻章・王守仁は皆朱子の罪人・孔子の賊」であつた。孔孟の正統を繼ぐものは朱子である。今日「孔子の道を尊信することが出来るのは孟子により、孟子を尊信して孔子に及ぶことが出来るのは朱子による。故に自分が朱子を尊信するのは、また孔孟よりも親しい」、とも彼は説いている。⁽²⁾ 従つて呂留良の終極の信仰は孔孟にあるのであつて、朱子にはない、朱子は手段であると言う風に、⁽³⁾ 孔孟と朱子を區

別する考え方は妥當でない。朱子によつて始めて孔孟の道を明かにすることが出来るのであり、むしろ呂留良は孔孟に對するよりも、より親しい尊信を朱子に拂つてゐるからである。

(1)「與張孝夫書」、呂晚村先生文集卷一。

(2)「答吳晴巖書」、文集卷一。

(3)包養「呂留良年譜」一一一頁。

呂留良が朱子に尊ぶものは、その義理の學である。陳白沙・王陽明と朱子との根本の相違も、本心力行か義理か、その何れに基礎をおくかに掛つていた。義理を是非の基準とするとき、君臣の義よりも更に重い大義があると呂留良は考へる。「君臣の義は城中の第一事、人倫の至大である」。しかし「一部春秋の大義には、ことに君臣の倫よりも大にして、城中の第一事たるものがある」⁽²⁾。これは「管仲なかりせば」云々という論語憲問篇に對する彼の評語であつて、君臣の義よりも重い大義が、華夷の別にあることは言うまでもない。君臣の義について呂留良は別に次のように説いている場合がある。「君臣は義をもつて合する。合すれば君臣となり、合しなければ去ることが出来る。朋友の倫と道を同じくし、父子兄弟の比ではない」⁽³⁾。すなわち君臣の義は

父子兄弟の下位、朋友の倫と同列におかれるのであるが、呂留良の境遇と照し合せるとき、このような主張も首肯し得られるであろう。そして呂留良が君臣の義よりも重しとする大義は、彼にとつて、朱子に由来するものであつた。

「温公の通鑑の如きは史例である。朱子の綱目は経例である。温公はただ記載に詳しく、尊攘予奪の義に至つては、全く見られない。朱子の綱目の凡例一卷を得て、然る後に大義柄として日星の如くである」。「綱目以後、天下の局は大いに變じて、義は明かでないのに、また誰がこれがために間居しようか」とは、同じく呂留良の一評語である。⁽⁴⁾ 尊攘予奪の義が通鑑綱目によつて闡明されたとするならば、華夷の別は當然にその一要素とならねばならない。それは自ら朱子の義理となる。それを發揮することに呂留良は自己の使命を見出したのであろう。

(1)「與吳玉章第一書」、文集卷四。

(2)天蓋樓四書語錄卷之二十六、論語憲問「管仲非仁者章」。天蓋樓四書語錄は呂晚村の死後一年康熙二十三年(一六八三)門人によつて編纂された書。四書講義よりも二年早い。

(3)四書語錄卷之四十、孟子離婁下「君之視臣章」。

(4)同書卷之四十、孟子離婁下「王者之迹章」。

義理が異民族との間に適用された場合には華夷の別となり、國內の政治に發動された場合には王者の政となる。そして王者の政が具體化されたものが、井田封建學校の制に外ならなかつた。「王者の妙は全く井田學校等の制にある」⁽¹⁾。

「井田封建は聖人が中國生民のために慮るところ至つて深遠である。井田壞たれて兵法・地利・士氣・民情ともに壞たる。ただに農賦の弊のみに止まらない」⁽²⁾。井田封建が壞れたのは、歴代君相の自私自利の心による。秦漢以後と三代との間に一線を劃するものは、「自私自利の心をもつて自私自利の政を行う」か否かに掛つていた。⁽³⁾ 自私の心あるがために、三代に返えることが出来ない。孔孟程朱が憂えて必ず争う所以も正にここにある。井田封建は終古必ず行うことが出来なかつたとはいへ、儒者はこの理を存して、聖王がまた起ることを望まねばならない。今身を儒流に托して、而も自ら井田封建を迂闊とするならば、更にまた何を望むことが出来ようか、と呂留良は説いている。⁽⁴⁾ また井田封建は孟子が行おうとした意中の事である、「秦より以後、天下の大患は封建を廢したことに原因がある」⁽⁵⁾とも、「凡そ三代は復活することが出来ない」と云うのは、即ち不

仁である。その不仁たるや道を知らないからである」⁽⁶⁾とも、彼は述べている。井田封建と三代は、復活されねばならない聖人の遺訓である。讀書人が肝に銘じて忘れてはならないことであつた。曾靜の心をます捉えたものは、井田封建に對するこのような呂留良の主張に外ならない。

(1) 四書語錄卷之三十三、孟子梁惠上「寡人於國章」。

(2) 同書卷之三十七、孟子滕文公上「滕文公問爲國章」。

(3) 同書卷之三十五、孟子公孫丑下「人皆有不忍章」。

(4) 同書卷之三十七、孟子滕文公上「滕文公問爲國章」。

(5) 同書卷之四十二、孟子萬章下「周室班爵祿章」。同書卷之三十四、孟子梁惠下「莊暴見孟子章」。

(6) 同書卷之二十九、論語下陽貨「子之武城章」。

三代は王者の政が行われる時代であり、秦漢以後とは別世界をなしている。「王者の政はひとえに上天生民より出で來り、富強駕馭權術と正に相反する。これ王霸の分れるところであつて、朱子があえて漢唐を可としない所以」⁽⁷⁾でもあつた。朱子は千五百年以來堯舜三王周孔の道が未だかつて一日として天地の間に行われたことがない、と考へる。それを承けて呂留良は、「三代以後の太平はすべて氣化中の自らなる治亂であり、君子から見ると、憂のみ大に

して、何の樂もない」⁽²⁾と述べている。三代を彼岸の理想としない呂留良にとつて、三代以後の治亂は單なる自然現象にしか過ぎなかつた。そしてこのような主張は、言うまでもなく朱子に立脚して、そこから引き出されたものである。王者の政は堯舜三王周孔の道である。呂留良はそれを二帝三王孔孟の道とも言い、孟子がそれだけ高く評價されているが、孔孟を繼承するものは、彼によれば、程朱であつた。「三代以後の聖人はただ明道・文公を第一等とする。ただ孟子その人が出でてこれを定めることがないのを惜しむのみ」⁽³⁾、「春秋の書亂れて孔孟に折衷し、漢唐の書亂れて程朱に折衷する。世を論じて聖人の義を得ないならば、ただ書をもつて天下を禍するに過ぎない。今日議論は甚だ亂れている。孰れに従つてこれを折衷するか」⁽⁴⁾。程朱は孔孟と共に是非判別の基準である。その後を承けて、聖人の義を得て是非を判別し得るものが誰であるか。言わずして明かである。「漢唐以來の君相は英雄と稱することは出來ても、王者名世の實には値し難い。名世は必ず孔孟程朱にして始めて王者を教導し乾坤を旋轉することが出来る」と言うのも、⁽⁵⁾同じ意味のことを別の言葉で述べたものである。

- (1) 四書語錄卷之四十四、孟子告子下「五霸者章」。
 (2) 同書卷之四十五、孟子盡心上「廣土衆民章」。
 (3) 同書卷之四十二、孟子萬章下「伯夷目不章」。
 (4) 同書卷之四十二、孟子萬章下「一鄉之善士章」。
 (5) 同書卷之三十六、孟子公孫丑下「孟子去齊章」。

華夷の別と王者の政、これが呂留良思想の眼目である。

彼は康熙十七年（一六七八）博學鴻詞科に擧げられ、同十九年（一六八〇）山林隱逸科に薦められて、何れもこれを拒み、剃髮して僧となつた。清朝の祿を食むことは、その潔しとしないところである。彼は生活の方便を時文の選評に求め、かつ自己の思想を明かにする手段とした。康熙九年（一六七〇）凶歳に苦しみ、田租は取れず、一家四百人に米百數十石は必要であり、途方に暮れている、と彼はある書翰の中で述べている。⁽¹⁾ このような大人數を支えるための一助にも、時文の選評は止むを得ないことであつたであらう。康熙十二年（一六七三）には、「この年以後また評點しないことに決心した」⁽²⁾ けれども、康熙十七年（一六七八）彼は「選文渡世は自分の本懐ではない。年來出費多く、これによつてはば給するにより、遂ににわかには止めることが出来なから」と言ふ⁽³⁾、依然として選文に従事したのであつた。

呂留良は選家として高い評判をとつていたようである。自分の選文が世に行われるのは、たまたま時論と合致したからであつて、「その功は風氣を變ずるに足り、近日選家の勝である」と言われるのは、ことに自分が深く恥じて痛恨するところのものである、と彼は述べている。⁽⁴⁾ 評點をしないことにしたと言ふ康熙十二年、自刻の書を販賣するために、彼は南京に天蓋樓という書房を開いた。⁽⁵⁾ 書房を開くほどに、その選文は需要があつたからである。彼は、康熙二十二年（一六八三）世を去つた。その歿後一年にして康熙二十三年、天蓋樓四書語錄が門人によつて編纂され、同二十五年四書語錄は「誤謬がことに甚だしい」として、別の門人によつて四書講義が編纂された。また康熙五十五年（一七一六）には晩村呂子評語が刊行されており、もつて呂留良の書が一時に風行したことを想像せしめるのである。⁽⁶⁾

- (1) 「與范道願書」、文集卷二。
 (2) 「答許力臣書」、文集卷二。
 (3) 「與董方白書」、文集卷四。
 (4) 「答柯寓匏・曹彝士書」、文集卷四。
 (5) 「答潘美巖書」、文集卷二。
 (6) 錢穆「中國近三百年學術史」上冊七九頁。但し筆者には四書講

義・晩村呂子評語を見る機会がない。僅かに四書語録を見たにすぎぬ。錢穆氏によれば、四書語録と四書講義とは、それほど違つてはいないと言う。

呂留良の書が廣く世に行われたのは、言うまでもなく科擧との関係である。朱子學は科擧の基準であり、呂留良の選評は朱子に立脚している。ことに康熙帝は朱子を尊敬していた。日講には、講官の進講の側ら、自ら四書の朱註を講じ、通鑑綱目は朝夕起居のとき、循環披覽して手から離さなかつたと言う。日講四書解義・繙譯通鑑綱目も勅命をもつて刊行されている。⁽¹⁾また康熙五十一年（一七二二）には「宋儒朱子は群經を註釋して道理を闡發し」、「今を經る五百餘年にして學者はあえて疵議することがない」、「孔孟の後斯文に益あるもの、朱子の功が最も宏大である」として、朱子を十哲の列に配祀せしめるのである。⁽²⁾朱子の尊崇という點に於て、康熙帝はさほど呂留良の後に落ちないであろう。ただ康熙帝が四書朱註と通鑑綱目に求めるものはあくまでも統治の方針である。「義理を闡發して政治に裨益あらしめ」、「古帝王が天下を治めた大道を講求する」としてであつた。これに對して、呂留良が説く華夷の別は、統

治以前の問題である。同じく朱子を尊びながら、兩者の間には根本に相容れないものをもつていたのである。それにも拘わらず、呂留良の書が「八股の金科、講章の宗匠」として廣く世に行われたのは、朱子學を奉ずる勝れた學者の選評という點にあつたと思われる。或はまた「整屋縣の處士李容人は讀書を好み理學に明るく、屢々徴されて出でない。自分は甚だこれを嘉みし、特に操志清潔の一匾額を手書してこれに賜う」という風な、康熙帝の懷柔政策とも、何等かの關係があるかも知れない。康熙帝の治世を通じて、呂留良が非難はあるにはあつたにしても、⁽³⁾大いなる物議をかもすことがなかつたのも、そのためであろう。雍正の初めに於ても、呂留良を夫子と稱し、また書院に奉祀してこれを尊崇するものがあつた。浙江總督李衛すら着任のとき、先例に従い呂留良の祠堂に匾額を贈る有様であつた。⁽⁴⁾讀書人の間に占める呂留良の名聲を知るべきである。湖南の諸生曾靜が、「東海の夫子」、「本朝第一等の人物」として呂留良に傾倒したのも、故なしとしないであろう。

(1) 東華錄、康熙十六年十二月庚戌及び同三十年三月戊子の條。

(2) 同書、康熙五十一年二月丁巳の條。

- (3) 大義覺迷錄二二二頁。
 (4) 東華錄、康熙四十二年十一月辛酉の條。
 (5) 「寄柯寓匏書」、呂晚村先生文集卷四。
 (6) 東華錄、雍正八年十二月癸丑、同七年九月己丑、同七年五月乙丑の條。

二

曾靜が呂留良の時文の選評を見たのが何時であるかは、明かには定め難い。しかし彼は雍正三年（一七二五）門人張熙・廖易と共に四川に行こうとしたことがある。土地の安い四川に移住して耕作に従い、かねて讀書の志を遂げようとしたのであつたが、途次長沙の城中で五星聯珠・日月合璧の告示を見て、好世界が到來し、井田封建を復活することが出来るであろうと想像した。そして井田封建が復活するならば、人材が需要され、かつどこにいても身を安んずることが出来るとして、思い止つて郷里に歸るのである。それまで曾靜は郷里を出たことがなく、ただ考試のために郴州に行つたことがあるに過ぎない（大義覺迷錄（六六―七頁））。従つて彼が郴州で呂留良の書を見たのは、雍正三年以前、この年に近い頃かと思われる。五星聯珠・日月合璧の告示に井田封建の復活を夢みたくも、呂留良の井田封建の主張に共鳴し

ていたからであらう。然しながらこの頃には科擧を斷念したにしても、謀叛の意圖はなお彼にはなかつたようである。雍正三年と雍正五年冬とを比較して、「一前一後、前面の志向と後面の所見とは大いに相同じくない」、と彼は述べている。また張熙によれば、曾靜はこの頃「窮に甘んじ寂を守り、ただ日に先人の言行と近世の文章道德を指授するのみであつた」と言うことである（同書一（六〇頁））。曾靜をして謀叛に傾かしめたものは、雍正五年（一七二七）張熙が呂留良の家を訪ねて後のことであつた。

雍正五年曾靜は張熙を遣つて四書五經の大全及び朱子の語類文集を諸方に求めしめた。張熙は浙江の呂留良の家を訪ねて書を購入し、また呂留良の詩稿一冊があるのを見て、これを求め歸つた。呂留良の門人嚴鴻逵に會つたのも、恐らくこの時のことである。そしてこの詩稿の中にある「錢墓松歌」及び「題如此江山圖」という詩が、曾靜の方向を決定づける契機となつてゐる。「錢墓松歌」には「其中雖有數十年、天荒地揚非人間」という文句があつた。これは元朝を誇る文字ではあつたが、引例はそのままに清朝にも妥當するものである。曾靜はこれを見て、「始めにして怪しみ、

既にして疑い、繼いですなわち信じた」と言う。「呂留良は大地の人宗であり、彼の學問は海内に通行している。つまり彼の説には所見がある」。呂留良の時文の選評によつて、華夷の別を知らされた曾靜は、詩文によつて更に強い反省を促がされたに相違ない。張熙が呂留良の門人嚴鴻遠を訪ねて、その門人沈在寬と意氣投合したことも、有力な一因となつたであろう。⁽¹⁾更に雍正帝に對する不信がこれを刺戟し、これより曾靜は、「域中を徧歴して、聰明睿智にしてよくその性を盡くす人を尋ね來つて主となそう」と考ふるに至つた。⁽²⁾言葉をかえるならば、それはまた全面的に呂留良に心服することでもあつた。

(1) 東華錄、雍正七年五月乙丑の條。

(2) 大義覺迷錄一六一頁及び八三頁。

曾靜はその著知新錄の中で、「もし正位を論するならば、春秋の時の皇帝には孔子がなるべく、戰國の時の皇帝には孟子がなるべく、秦以後の皇帝には程朱がなるべく、明末の皇帝には呂子がなるべきである。今はすべて豪強に占據されてしまつた」と述べている。⁽¹⁾これは「皇帝には吾が學中の儒者がなるべきで、世間の英雄をなすべきではない」

という立場からなされた主張であつて、そのよつて來るところは呂留良にあつた。⁽²⁾そして呂留良その人は、曾靜によつて、孔孟程朱と並び、眞正の皇帝たるべき人にまで高められるのである。また曾靜自身は、門人張熙・廖易から「この上ない人物」であるとして崇拜され、「運に乘じ起つて三代を復活することを切望されていた」。⁽³⁾三代の復活は王者の政の復活である。王者の政と華夷の別という呂留良の思想が、そのまま曾靜師弟の信念となつていた。恐らく曾靜は呂留良を繼ぐという自負をもつていたのであろう。

(1) 大義覺迷錄七〇頁。曾靜の著作には、知新錄・知幾錄の二篇がある。知新錄は日々の知見を書き留めた筆記であり、知幾錄は張熙に授けた言葉を書いたものである(同書六七頁)。知新錄はしばしば大義覺迷錄に引用されている。

(2) 錢穆「中國近三百年學術史」上冊八六頁。

(3) 大義覺迷錄七四頁。

曾靜をして謀叛に傾かした今一つの動機は、宮廷内部の黨争に端を發する雍正帝への惡評である。しかし雍正帝即位の前後に於ける朋黨の争は、今日ではよく知られた事實であつて、ここに述べる必要はない。⁽¹⁾ただ流布されていた雍正帝への惡評は、ここに直接の關係がある。すなわち

康熙帝の第八皇子允禩は賢孝であり、また康熙帝は位を第十四皇子允禵に傳えようとしていた、雍正帝は父を圖り母に逼り、兄を屠り弟を殺した、と言う噂さが流れていた。

雍正帝は極めて殺人を好み、京城は凜然としている、雍正帝は密親王の妃嬪を收容したとも言われた。また雍正帝は極めて不良であり、雍正帝は中國の銅をことごとく滿洲に送つて、宮殿を建てようとしている等という噂さも傳えられた。これらの悪評は雍正帝に反對する側の人々、允禩・允禵・允禴らの黨派から出たものであろうが、曾靜はこれによつて雍正帝に對する疑惑を深めた。彼は廣西に流された、允禩・允禵門下の太監からの流言を聞いたのである。⁽²⁾

呂留良に對する共鳴が、これらの悪評を容易に受け入れしめたのであろう。そして呂留良への共鳴が心服に變ると共に、心服と疑惑とは互に因果をなして、謀叛の意向を固めしめたのであつた。⁽³⁾

(1)宮崎博士「雍正帝」。

(2)東華錄、雍正七年冬十月丁未の條。

(3)大義覺迷錄一七三頁。

然るに曾靜は、「ただ雍正元年の流謗が心にあるによつて、以後の謠傳が耳に入り得た」、「聖祖皇帝のために身を

捨てて死ぬべきである」と考え、「故に妄りに悖逆の念を萌した」、「呂留良の悖論に惑わされたと言ふのは、當時にあつてはなお第二第三義に屬する」と自供しているところが

ある(大義覺迷錄一二七頁)。雍正元年の流謗とは、雍正帝の即位にまつわる悪評を指し、康熙帝のために身を捨てることは、雍正帝の即位を不正と考え、身を捨てることによつて、君父の義を明かにしようとしたと言ふ意味である。しかしこれは康熙帝にかこつけて、自己の謀叛を正當化しようとした詭辯であつて、雍正帝の反駁を受けて答に窮せざるを得なかつた(同書一三一頁)。また雍正四・五年の間に湖南の收成は不良で水害と旱害があり、農民は苦しみ水旱を避けるものが多かつた。このことが五星聯珠・日月合璧の兆及び雍正帝に對する悪評と相待つて、悖逆を考えさせた、と曾靜はあるところでは自供している(同書六七頁)。水旱の害が謀叛の一動機となつたことは想像されるけれども、根本にあるものが呂留良の思想であり、雍正帝への悪評にあることは、言うまでもないであろう。かくて謀叛の念を抱きつた時、彼は川陝總督岳鍾琪の噂さを耳にしたのである。

曾靜が始めて岳鍾琪の噂さを聞いたのは、雍正四・五年

の間、四川移住のために往來する湖南・廣東の農民の口からであつた。西邊に岳公という人がいて、甚だ農民を愛し民心を得ている。西邊の人はことに彼に敬服している、と言

う話がこれであつた。しかしこの時には岳公の名前が何であり、何の官職についているのかも判らなかつた。次で雍正

五年冬彼は同縣の一生員から、陝西總督が甚だ忠を盡くし民を愛していること、當今の皇帝は常に彼を疑い、しばしば彼を召して入京せしめ、彼の兵權を奪い彼を殺そうとしていたこと、總督がついに召見に應じたことにより、皇帝

の疑がやや解けたこと、總督に叛意があることを上奏する大臣があつて、皇帝の疑がまた強まつたこと、總督は歸任の後直ちに上奏して、皇帝のよくない點を諫めたこと、と言ふ風な噂さを聞かされた。この時にも總督の姓名は明かでなかつたが、やがて西陝總督が岳鐘瑛であり、岳公に當ることが判つてきたのである。⁽¹⁾岳鐘瑛は岳飛の子孫と噂さ

された人である。呂留良の思想を慕い、「域中を徧歴して、聰明睿智の人」を「尋ね來つて主となそう」と考えていた曾靜は、恐らく岳鐘瑛に意中の人物を見出したのであろう。

雍正六年（一七二八）秋、門人張熙をやつて岳鐘瑛に上書

せしめ、同謀舉事を勧めた所以であつて、曾靜事件すなわち曾靜・呂留良事件を引き起すのである。

(1)大義覺迷錄、一五六―七頁、五九頁。

雍正帝は曾靜事件に對して、曾靜を赦して亡き呂留良を嚴に罰するという方針をとつた。曾靜が赦されたのは何故であるか。彼は呂留良の思想に魅せられ、流言に惑わされたことを悔い、全面的に自己の誤謬を認めた。「華夷は地の遠近によつて區別されるべきではなく、人の善惡によつて區別されるべきである」。明朝は流寇の手に滅び、清朝は流賊の手から天下を得たものである。清朝は列聖相承け、正に天命民心の歸するところ、道義の當然である。君臣の一倫はことに五倫の首である。また井田は今日絕對に行うことが出來ず、封建の復活もあり得ない。訊問の過程におけるこのような曾靜の自供は、そのまま雍正帝の主張であり、彼が抱いた華夷の別と王者の政の完全な放棄である。のみならず曾靜は雍正帝の統治を讚美する態度に變つた。「ただ我が聖祖皇帝のみが堯舜孔子の心傳を得て」、「すでに美を虞夏商周と競い」、「我が皇上はただに堯舜孔子の心傳と違わぬのみでなく、そもそも聖祖一切の政治に比して更に

輝かしいものである」(大義覺迷録)。(一三九頁)。このような思想の轉向が何に由來するか。自發か強制か、またはその何れにもよるかは別として、とに角曾靜事件は思想事件である。曾靜の轉向は雍正帝に對する思想的な屈服であつた。彼は、赦されて後には、國中を徧歴して、雍正帝の徳量の大と清朝の得統の正を宣揚し、従前の謠言の誤りと呂留良が清朝の逆賊であることを周知せしめたいと願つてゐる(同書一)。また彼は「歸仁説」を書いて、この身がもし生きられれば、現身説法して愚頑を化導し、もし生きられないならば、この一篇を留めて、兇惡の徒をしてその悖逆の念を止ましめる一助たらしめたいと述べてゐる(同書二)。恐らく雍正帝は思想教化のためのこの上ない利用價値を曾靜に認めたのではないか。雍正七年(一七二九)十月曾靜・張熙の罪を赦し、大義覺迷録を刊行せしめた深意は、そこにあつたのではないかと思われる。曾靜の「歸仁説」は、これまでの自供を壓縮したもので、ことに口を極めて雍正帝を讚美してゐる。ここに改めてその内容に觸れる必要はないであらう。

雍正帝がことに重視するものは、曾靜その人よりも曾靜を促して謀叛に至らしめたもの、呂留良の思想と雍正帝へ

の惡評である。「生民より以來、亂臣賊子の罪惡天を滔き、姦詐兇頑の匪類にして、名を理學の大儒に盜むもの、未だ呂留良の如き恨むべき人はない」とは、雍正帝の上諭の一句である。⁽¹⁾ 呂留良は清朝公認の朱子學を奉じて、清朝否認の思想を説いた。而もその時文の選評は廣く世に行われ、死して後なお讀書人の間に名聲を博してゐた。呂留良を夫子と稱し、書院に奉祀してこれを尊ぶものもあつた。「その人心を陷溺し世俗を濁亂する害は言うに堪えないものがある」、と雍正帝をして言わしめた所以であらう。雍正十年(一七三二)十二月呂留良とその子呂葆中は屍を戮して梟示され、呂毅中は斬立決に處せられた。またその門人嚴鴻逵は屍を戮して梟示され、嚴鴻逵の門人沈在寬は斬立決に、車鼎豐・車鼎賁・孫克用・周敬輿は共に斬監候に處せられ、呂留良・嚴鴻逵の家族並に自餘の門人もそれぞれの處罰を受けた。⁽²⁾ もつて呂留良案に對する雍正帝の峻嚴な態度を見るべきである。

(1) 大義覺迷録二〇五頁、東華錄、雍正七年五月乙丑の條。ただし東華錄にはここに引用の文句を缺く。

(2) 東華錄、雍正十年十二月乙丑、同年十二月庚午の條。

また雍正帝に對する惡評は、すべて個人攻撃であつた。

曾靜の書には、父を圖り母に逼り、兄を殺し弟を辱るといふ攻撃が雍正帝に加えられ、貪財・好殺・酗酒・淫色及び詠を好み佞に任ずるといふ非難も列擧されていた。これらの惡評がよつて來るところはどこにあるか。曾靜が「敢えてはしいままに誣謗を行ふのは、必ず更に大奸大惡の徒があつて、流言を捏造し民心を搖惑しているからである」⁽¹⁾。曾靜は、廣西に流された允禩・允禔門下の太監の流言を信じた。惡評の根源が允禩・允禔らにあることを突き止めることによつて、却つて雍正帝は從前の彼らに對してとつた處置・朋黨に對する斷壓が妥當であつたことを聲明する口實を得た。惡評が廣く流布されていたことは、それだけ雍正帝の即位を廻る兄弟の對立とその後における朋黨の争の深刻さを語るものである。しかし雍正帝にとつて、君臣は一徳一心であり、臣は君の好惡を好惡としなければならなかつた。そこに雍正帝自ら政治に専念すると共に、殿しい統治の方針が取られる所以があつた。君臣の倫・尊卑の分は嚴然としており、朋黨の存在もあり得なかつたのである。

雍正帝は機會あることに、彼が康熙帝の正しい繼承者であ

り、その兄弟に對する處置が止むを得ないものであつたことをしばしば聲明したが、曾靜事件に於てもそのことが強調された。そして「阿其那^(允)・塞思黑^(允)ら^(禔)の蓄心の慘毒、不忠不孝は、天祖の容れざるところ、國法の宥し難いところであつて、天下後世に處しても自分の止むを得ない苦衷を諒承してくれるであらう。これは自分の不幸中の大幸であり、人力のよくなし得るところではない。これには曾靜も功なしとせず、これによつてその誅を寛すことが出来る」とさへ、雍正帝は述べている。曾靜の謀叛によつて、允禩・允禔らの謠言が暴露したことに、雍正帝は重要な意義を認め、またそこに曾靜を赦す一原因を求めたのである。大義覺迷錄には、曾靜らに對する訊問並にその供述の外に、曾靜事件に關するこれら一聯の上諭を収めている。この書の刊行には、曾靜事件を通して、雍正帝がその兄弟に對してとつた處置、朋黨に對する斷壓を納得せしめようという意圖も併せ含まれていたことと思われる。

(1) 大義覺迷錄一〇頁。

(2) 同書一八六—七頁、東華錄、雍正七年冬十月戊申の條。

Emperor Yung-chêng and Ta-i Chüeh-mi Lu 大義覺迷錄

Hidemi Onogawa

The Ta-i Chüeh-mi Lu was published by Emperor Yung-chêng, who became much concerned with the Tsêng Ching 曾靜 affair. The Tsêng Ching affair was motivated by the thought of Lü Liu-liang 呂留良 on the "difference between the Chinese and the Barbarians" and "Kingly Government." What was Lu Liu-liang's thought? How Tsêng Ching became influenced by his thought? The Tsêng China affair was also due to the rivalries between the cliques within the Ch'ing court. What was Emperor Yung-chêng's attitude toward the rivalries? The author tries to show that the Ta-i Chüeh-mi Lu, which was written for the sake of guiding the people's thought, was at the same time intended to give Yung-chêng's view on these rivalries.

On Hao-Hsien 耗羨

Takeo Abe

The term hao-hsien or huo-hao 火耗 means the loss in weight caused in the process of minting the silver coins. After the payment in silver of the land and poll taxes became the rule at the middle of the Ming dynasty, a kind of additional tax called huo-han came into existence. Generally speaking, it was about 10 per cent of the amount of the regular taxes, but sometimes it reached 30 to 50 per cent. While the regular taxes constituted the income of the Government, the huo-hao was taken by the rural tax collectors, who used about 20 per cent of it for administrative purposes, another 20 per cent for their own living, and the rest for bribery to their superiors. The latter gave, in turn, part of it to officials in the Central Government. From the economic viewpoint, the whole bureaucratic system of the Ch'ing Government was operated on the basis of this huo-hao income. Emperor Shuo-chin tried to abolish the practice in vain, while Emperor K'ang-hsi was compelled to recognize it semi-officially. The present author attempts to clarify why and how Emperor Yung-chêng made efforts to use the hitherto privately appropriated huo-hao for the benefit of the Government treasury, and to what extent was he successful in his endeavors.